



(裏面)

〈マイナンバーカード又は住民基本台帳カードの交付を受けている方へ〉

- \* マイナンバーカード又は住民基本台帳カードの交付を受けている方 及び マイナンバーカード又は住民基本台帳カードの交付を受けている方と同一世帯の方が同時に転出される場合は、転入届の特例の適用を受けるため、転出証明書が交付されません。
- \* 転出の手続きが終わり次第、富山市市民課から電話でご連絡いたしますので、日中連絡のできる電話番号を必ずご記入ください。
- \* 連絡を受けられた後、マイナンバーカード又は住民基本台帳カードをお持ちになり期限内に転入市区町村で転入手続きをしてください。
- \* 特例の転入届に該当する場合は返信用封筒は不要です。
- \* やむを得ない相当な理由がある場合は転出証明書を発行いたしますので、理由をご記入ください。また、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

《転出証明書が必要な理由》

〈すべての方へ：送っていただくもの〉

- ① この「転出届（郵送専用）」
- ② 「本人確認書類」の写し
  - ・ マイナンバーカード、写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート等官公署が発行した写真付の身分証明書又は健康保険被保険者証等のコピー
  - ・ 外国人住民の方は在留カード等のコピー
- ③ 「返信用封筒」（転出証明書を希望される場合のみ）
  - ・ 切手を貼り、住所と氏名をはっきり記入してください。
  - ・ 返送先は原則転出者の新住所（転出先）です。

※ 異動日を14日以上さかのぼる場合やその他ご不明な点は、事前にお問い合わせください。

〒930-8510  
富山市新桜町7番38号  
富山市役所市民生活部市民課  
TEL (076) 443-2050